

● 決議11.15

「標本の輸送に使用する容器には、管理当局が発給又は承認したラベルが付されていなければならない」という要件は、税関申告ラベル（別紙参照）の利用を認めることにより満たされることとする。

このラベルには以下の事項が記載されなければならない。

- ①CITESという略称
- ②標本の種別（さく葉標本、保存・乾燥・包埋された標本、生きた植物の別）
- ③輸出機関の名称及び住所、登録された科学施設の担当者の署名
- ④輸出及び輸入機関のコード